

2 消 安 第 3162 号

令和 2 年 10 月 20 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

(公 印 省 略)

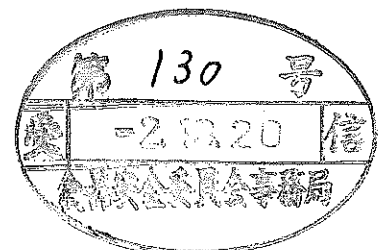
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正すること。

安息香酸



安息香酸の飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

安息香酸は有機酸の一つであり、飼料添加物として豚に給与することで、飼料の栄養成分の有効な利用を促進することが期待される。

海外では、EU 及び米国において既に使用されている。

国内では、安息香酸と同じ用途の有機酸として、フマル酸等が飼料添加物として平成6年以降に指定されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和2年9月30日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

安息香酸を飼料添加物として指定し、規格及び基準等を設定する。

なお、体重がおおむね 70kg 以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象に、最大濃度を 0.5%として飼料に添加することができるものとする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果を得た後、告示及び省令の改正の手続を進める。